

岩手町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定より定期監査を実施したので、同条第9号の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年12月8日

岩手町監査委員 佐々木 由 和
 " 小 島 英 亮

第1 準拠基準

岩手町監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象機関等

対象機関	課・所・局等の名称
岩手町	総務課、企画商工課、みらい創造課、町民課、健康福祉課、長寿介護課、税務会計課、農林課、建設課
岩手町議会	議会事務局
岩手町教育委員会	学校教育課、社会教育課、中央公民館、図書館、学校給食センター
岩手町水道事業所	水道事業所
岩手町選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
岩手町農業委員会	農業委員会事務局

2 対象範囲

令和5年9月30日現在における令和5年度の事務執行及び経営に係る事業の管理に関すること。

第4 監査の着眼点

収入事務、契約事務、補助金交付事務、財産管理、物品管理事務、時間外勤務手当等の予算執行業務を重点項目としたほか、事務の執行及び経営に関する事業の管理が、法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性や正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、その内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の日程及び実施場所

1 監査の期間 令和5年11月2日～11月7日（3日間）

実施日	監査対象機関の課・所・局等の名称
11月2日(木)	長寿介護課、町民課、税務会計課、学校教育課、 学校給食センター
11月6日(月)	社会教育課、建設課、中央公民館、図書館、水道事業所、 みらい創造課
11月7日(火)	農林課、農業委員会事務局、健康福祉課、総務課、 選挙管理委員会、企画商工課、議会事務局

2 監査の場所 庁舎3階議会棟 監査室及び委員会室

第7 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づき、おおむね適正と認められたが、各課等の一部の事務処理について、改善、検討の必要とあると思われる事項が見られたので、関係法令等を再確認し今後適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

[指摘事項]

◆みらい創造課

- (1) 岩手町フューチャーセンターコワーキング棟整備工事契約(議決案件)の工事中の追加工事に対する契約を変更契約でなく、別途工事契約を締結しており、議決工事契約における事務の公正化の検討がなされていない。よって、変更工事設計額と別途工事設計額の比較に合わせ、岩手町長専決条例第2条第1号の規定に基づく変更契約の専決対応の場合は、地方自治法第180条第2項により議会に報告する必要も併せて検討せずに処理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 岩手町地域おこし協力隊事業支援業務委託において、地域おこし協力隊の選考補助業務をする受託者が選考審査委員となっており、選考採用されてから地域おこし協力隊員の活動支援を行う受託者であることから、選考にあつて公平・公正な審査につながらないと思われる事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 政策アドバイザーに対する謝金と地域力創造アドバイザー業務委託契約における業務において、重複している業務なのか別業務となっているのかの説明に合理性が欠ける事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (4) 政策アドバイザーに対する謝金支出において、毎月一定額の支払いであるが、謝礼金の支出の根拠となるアドバイスを受けた公文書として実績書類等が存在しない中での謝礼金を支出している事例が見られたので、口頭受付処理又は会議結果報告などにより概要結果を文書保存するなど適正な事務を執り行うべきであるため、事務処理を改められたい。

◆企画商工課

- (1) 道の駅北側駐車場用地の公有地購入に係る購入価格積算において、債権に関する民間不動産鑑定評価を採用しており、公的不動産鑑定(固定資産税評価)による実勢売買価格積算による諸事情補正の比較検討をしていないことから、用地購入費の積算根拠に合理性を欠く事例が見られたので、適正な事務執行を求める。

- (2) 道の駅北側駐車場用地取得にあたり、物権設定の消滅措置を講じる前に、財産取得契約を締結し支払いをした後に、物権設定の消滅の措置を講じていた事例が見られたので、岩手町財務規則第 172 条の規定に基づき適正な事務執行を求める。

◆総務課

- (1) 財務会計物品システムにおいて、既登録物品の新システム移行に伴い新備品整理番号付番により現物物品と備品台帳との照合ができない状況となっていることから、備品台帳と現物(新整理番号貼付)照合ができるよう改善すべきである。

また、新規購入時等に物品整理票を貼付していないことと備品台帳と現物物品の照合確認が、定期的には実施されていないなど散見されたため、財産管理の主管課として、岩手町財務規則第 2 節に基づき適正な管理事務の改善及び指導を求める。